

戸崎公園 管理業務一覧

No.	項目	業務の内容
1	パークゴルフ場芝生管理業務	利用者が安全・快適に利用するためのコース整備（随時）刈込、施肥、薬剤散布(殺菌・殺虫)、目砂散布、散水、エアレーション・転圧・補植、カップ切り、除草・集草・処分等
2	受付等業務	チケット・レンタル器材等管理、利用者間隔調整、施設利用案内全般、忘れ物対応、放送業務、電話・事故対応（クレーム対応）等
3	建築物環境衛生管理業務	管理棟床清掃、ゴミ箱回収、トイレ清掃等
4	管理棟機械警備業務	セキュリティ
5	受水槽清掃・点検	年1回
5	空調設備清掃・点検	年2回
6	浄化槽維持管理・点検	法定点検、水質検査、清掃
7	散水設備保守・点検	散水遊水設備、電気工作物保安管理等
8	音響設備保守・点検	機器作動確認、機能点検（年1回）
9	自家用電気設備保守・点検	太陽光発電設備（適宜）
10	貸出器具保守・点検	クラブ等（適宜）
11	園路・駐車場・植栽管理業務	清掃、植栽管理等
12	多目的広場管理運営	都市公園内行為許可、ダスト補充、増水時の利用制限等
13	子ども広場管理	遊具日常点検、清掃等
14	調整池管理	人力除草、集草、処分
15	その他	

受水槽点検・清掃・水質検査等仕様書

本仕様書は、戸崎公園に設置されている受水槽の点検・清掃等業務の遂行について、必要な項目を定めるものである。

1. 対象施設

戸崎公園内受水槽（上尾市大字戸崎 662 番地）

2. 対象設備

FRP 製受水槽容量 31.5m³

3. 業務内容

(1) 施設の衛生管理は、水道法第 3 4 条の 2 第 2 項の規定により、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査の受検をすること。

- ・水槽等の点検やその周辺の状況について検査
- ・書類検査は設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常点検、整備の記録等の検査

(2) 貯水槽の清掃は、水道法施行規則第 5 5 条第 1 号の規定に基づき行うものとする。

- ・毎年 1 回以上定期に行うこと

(3) 施設の点検は、水道法施行規則第 5 5 条第 2 号の規定に基づき行うものとする。

- ・貯水槽の点検は有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するための措置

(4) 水質管理は、水道法施行規則第 5 5 条第 3 号の規定に基づき行うものとする。

- ・水質のチェックは給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査

4. その他

(1) 点検により断水等が発生する場合は事前調整を密にし、公園の運営に支障をきたさない様に十分配慮すること。

(2) 各業務を第三者に再委託する場合には、事前に市から承認を得ること。

(3) 点検清掃実施後、報告書を提出すること。また、報告書には下記のとおり点検実施状況写真を添付すること。

- ア. 作業中の作業員の人数が分かる写真
- イ. 部品を交換する場合は交換前・交換後の写真
- ウ. 設備を清掃する場合は清掃前・清掃後の写真
- エ. 点検作業実施中の写真
- オ. その他委託者・受注者が必要と認める写真

(4) 管理に必要な経費は、指定管理者の負担とする。

浄化槽維持管理仕様書

本仕様書は、戸崎公園に設置されている浄化槽の運転状態を良好に保つと共に、水質の保全並びに公害防止のため、維持管理の方法を定めるものである。

1. 対象施設

戸崎公園内浄化槽（上尾市大字戸崎 662 番地）

2. 対象設備

槽 本 体：FRP 製浄化槽

対象人員：21 人槽、5 人槽

3. 業務内容

(1) 保守点検

保守点検は、浄化槽法第 8 条の規定及び「埼玉県屎尿浄化槽維持管理要領」第 4 保守点検事項に基づき行うものとする。

(2) 清掃

清掃は、浄化槽法第 9 条の規定によるほか「埼玉県屎尿浄化槽維持管理要領」第 6 清掃事項に基づき行うものとし、清掃回数は年 1 回以上とする。

(3) 水質検査

水質検査は、「埼玉県屎尿浄化槽維持管理要領」第 5 第 4 項に基づき行うものとする。

(4) 定期検査

浄化槽法第 11 条に基づき、年 1 回以上行うものとする。

4. その他

(1) 各業務を第三者に再委託する場合には、事前に市から承認を得ること。

(2) 故障時の臨時整備は、その都度行う。ただし、その費用については事前協議の上決定する。

(3) 各業務完了後は、報告書等を提出すること。また、報告書には下記のとおり実施状況写真を添付すること。

ア. 作業中の作業員の人数が分かる写真

イ. 部品を交換する場合は交換前・交換後の写真

ウ. 設備を清掃する場合は清掃前・清掃後の写真

エ. 点検作業実施中の写真

オ. その他委託者・受注者が必要と認める写真

(4) 管理に必要な経費は、指定管理者の負担とする。